

◎二十六番（宮川えみ子君）日本共産党の宮川えみ子です。代表質問を行います。

昨日行われた全国注目の沖縄県辺野古新基地建設の賛否を問う県民投票で七割を超す反対の意思が示されました。

東日本大震災、原発事故から間もなく丸八年です。今なお県発表による避難者数だけでも四万二千人を超える県民が避難生活を強いられています。震災関連死は二千二百六十人を超え、ふえ続け、避難指示が解除された区域の居住率は平均二二・四％と、住民の帰還は進んでいません。

帰還した子供たちに対し、立派な学校をつくりましたが、入学する子供たちが減ってきて、学校の存続が難しくなっているところも出てきています。このことは、避難指示が解除され、帰っても、再び住むことが困難になっているところもあるということを示しているのではないのでしょうか。原発事故の避難者は、避難生活の長期化、賠償や住宅支援の打ち切り、帰還しからの厳しさ、そして将来に対しての不安です。被災者の今後の深刻な課題に県としてどう向き合うかが問われています。

昨年六月、東京電力の小早川社長は福島第二原発廃炉に向けた検討を表明しました。しかし、一月八日の知事への年頭挨拶の場でも正式表明を避け、半年以上が経過しても廃炉の決断は曖昧にされたままです。一刻も早い第二原発の廃炉を求める県民の要求にどう応えるかが問われています。

厚生労働省の毎月勤労統計調査の大規模偽装が発覚し、二〇一九年度予算案を修正するなど、政府の失態は前代未聞です。安倍首相は年頭所感で景気の温かい風が全国津々浦々に届き始めたと言いましたが、国民の実感とは余りにもかけ離れた発言でした。勤労統計偽装発覚のニュースを見てやっぱりねとの声です。安倍政権下の公文書の改ざん、データ捏造など、うそと隠蔽の政治がいよいよ極まっています。あくまでも改憲に執念を燃や

す安倍政治と憲法を守り生かすことを求める国民、県民との激しいせめぎ合いの年となります。

安倍政権の防波堤となり、県民の命と暮らし最優先の県政についてです。消費税の増税中止についてです。

一般会計総額で初めて百一兆円を超えた巨額の国の予算は、アメリカからの兵器の爆買いなど軍事費の異常な突出や社会保障費の削減、十月からの消費税率一〇％への引き上げを前提とした景気対策等に二兆円もの費用が盛り込まれました。毎月勤労統計の不正によって二千万人に五百六十七億円の被害が生まれ、経済認識や政策判断及び消費税増税の根拠も崩れています。

消費税一〇％増税について、四つの大問題があります。

一つは、深刻な消費不況のもとでの増税、二つは、八％増税以来、実質家計消費が年間二十五万円も落ち込み、経済が悪くなり、世界経済のリスクが高まっている、三つは、毎月勤労統計の不正による賃金の伸び率かさ上げ、四つは、複数税率やポイント還元の景気対策なるものが前代未聞の異常なものとなっていることです。

しかも、経済対策といっても九カ月後はなくなり、五％還元の人は一挙に増税になります。日本スーパーマーケット協会など三団体は、見直しを求める異例の要望書を政府に提出しました。

空前の大もうけをしている富裕層への過度な優遇税制にメスを入れ、欧米並みの課税をする、大企業には中小企業並みの負担を求める、これだけで消費税一〇％への増税分は十分確保できます。異常に軽い富裕層への証券課税については、経済同友会からも是正提言が出されています。

県内中小商工業者を見ると、昨年一年間に倒産した企業の件数は七十八件と、震災の翌年以降、最も多かつたおとしより二十二件、率にしておよ

そ四割増加しました。また、商業統計によれば、二〇〇七年約二万一千件あった小売業者が二〇一二年には約一万八千件弱へと全県で三千件以上減少しています。

本県は特に原発事故によって避難を余儀なくされ、観光も農業も賠償が打ち切られ、暮らしとなりわいは困難を増しています。商店街の皆さんからは、一〇％増税はとどめを刺される、複数税率やポイント還元は対応できないとの声が寄せられています。

複数税率導入と一体となった本年十月からの消費税率一〇％への増税の中止を国に求めるべきと思いますが、知事の考えを伺います。

さらに、四年後に予定されている適格請求書等保存方式、いわゆるインボイス制度導入により、約五百万件と言われる免税事業者が取引から排除されることになるか、みずから課税業者になるかの選択を迫られることになります。

増税と一体に四年後に予定される適格請求書等保存方式の導入の中止を国に求めるべきと思いますが、県の考えをお聞きします。

医療機関は患者の医療費に消費税をかけることができず、仕入れる資材や経費には消費税がかかることから、病院協会などは消費税増税に反対を表明しています。

県立医科大学附属病院における消費税率八％の仕入れに係る年間の消費税額と税率一〇％になった場合の増加額を尋ねます。

同じく県立病院における消費税率八％の仕入れに係る年間の消費税額と税率一〇％になった場合の増加額を尋ねます。

消費税の増税を前提とした県の使用料及び手数料の条例改正は中止すべきと思いますが、県の考えをお聞きします。

憲法九条改定についてです。

昨年末、安倍政権は新防衛計画の大綱と二〇一九年から二〇二三年までの中期防衛力整備計画を示しました。今後五年間で二十七兆四千七百亿円を投入する方針です。その中で、いずも型護衛艦にF35戦闘機を搭載できるように改造、空母化し、相手の射程圏外から攻撃できる長距離巡航ミサイルも導入しようとしています。F35を百四十七機態勢にすることについて航空自衛隊の元幹部は、百機以上も買って一体何をするのかと批判を寄せています。

これまでの二兆円を大きく超える六兆二千八百八十一億円もの兵器爆買い購入計画は、専守防衛の建前すらかなぐり捨てての大軍拡ですが、過剰な軍拡が戦争を呼び込むことを過去の歴史から学ぶべきです。沖縄の辺野古への米軍基地建設を初め日本国内で民意を無視する基地建設や軍事訓練も相次いでいます。

先日夜中に放映された日本テレビのドキュメント「変貌する自衛隊」では、アメリカ軍と一体になった自衛隊の軍事演習が放映されました。集団的自衛権、安保法制が強行されている今、憲法に自衛隊を書き込めば、歯どめが一挙に外され、日本の自衛とは関係のない地球の裏側までアメリカ軍と一体となって自衛隊の若者を戦わせるのかと啞然としました。

また、安倍首相は徴兵制につながるとも思える自衛官募集の適格者名簿などの資料提出を自治体に求め、協力しない自治体を理由に憲法への自衛隊明記を主張しています。

ある大手新聞は、社説で憲法に縛られる側の権力者がみずから改憲の旗を振るという上からの改憲がいかに無理筋であるかを証明したと述べています。安倍首相がみずから改憲の旗振りをすること自体が憲法九十九条が定めた閣僚の憲法尊重擁護義務違反です。

県民の暮らしと安全に責任を持つ立場から、憲法九条に自衛隊を明記する

改定に反対すべきと思いますが、知事の考えを尋ねます。

安倍政権が掲げる地方創生についてです。

安倍政権は、日本一企業が活躍しやすい日本をつくることを公約し、その地方版として推進しているのが人口減少、少子高齢化対策に名をかりた広域連携による新たな自治体壊しです。既に平成の大合併により、全国で約三千二百あった自治体数は千七百と約半減しました。福島県はこの流れに對して合併の旗振りをしなかった結果、九十の市町村から五十九と約三分の二の減少にとどまりました。

特にほとんど合併しなかった双葉地方は、東日本大震災、原発事故で住民避難を強いられた町村が自治体として住民を把握しつつ、それぞれの自治体が置かれた状況の違いも踏まえて必要な対策に取り組むことができた大きな要因だったと思います。一方で、合併した南相馬市小高区や田村市都路町は避難区域が埋没した感はありません。

福島県は、こうした教訓を踏まえつつ自治体のあり方を考える必要があります。県は、各自治体のまちづくりを尊重し、七つの生活圏ごとに広域的な都市機能を整備する方針をとっていますが、これまでの生活圏の考え方を越え、他県までも区域に入れた連携中枢都市圏構想が郡山市や福島市で進められています。

県内で進む連携中枢都市圏構想について、七つの生活圏構想との関係で矛盾が生じると思いますが、県の考えを尋ねます。

国が広域連携を推進する背景には、中心都市への新たな都市機能の立地で大規模公共事業の呼び込みになり、結果としてさらなる周辺地域の衰退を招くことが危惧されます。

県は、平成の市町村合併をどのように総括しているのか伺います。

国は、人口減少、少子化対策として地方創生を掲げていますが、そもそも

急激な人口減少を招いた根本である労働法制の改悪で不安定雇用労働者を大量に生み出したこと、中央集中の政治で周辺部の衰退や基幹産業である農業を破壊したことに對する総括がありません。

県は、中央主導で道州制に道を開き、自治体再編につながるような広域連携を推進するのではなく、住民福祉の向上を本旨とする自治体の健全な発展を支援すべきと思いますが、考えを伺います。

原発問題についてです。

原発ゼロ基本法成立を国に求めることについてです。

日立製作所がイギリスでの原発建設を断念したことで、日本の原発輸出計画は全面的に行き詰まり、安倍政権の原発輸出政策は破綻しました。福島原発事故を教訓に、安全対策のためのコスト急騰で原発はもはやビジネスとしても成り立たなくなったことを劇的に示しています。その一方で、日立の会長である経団連の会長の中西氏は、国内の原発について再稼働をどんどんやるべきと発言しており、大きな矛盾です。

今年の臨時国会で行われた原子力損害賠償法の改正で、事故の賠償に備えて電力会社に義務づけられた民間保険などによる賠償措置額が原発ごとに最大一千二百億円に据え置かれたままでしたが、民間ではリスクを負い切れないと、保険会社が増額を拒否したためです。東京電力福島第一原発の約八・六兆円に及ぶ賠償額の深刻さの反映です。

昨年三月九日、立憲民主党、日本共産党、自由党、社会民主党の野党四党が共同提出した原発廃止・エネルギー転換を実現するための改革基本法案は同三月、衆議院経済産業委員会に付託されました。

原発ゼロ・自然エネルギー推進連盟が一月に発表した原発ゼロ・自然エネルギー基本法案の提案と合流したものです。福島原発事故後の毎週金曜日の官邸前行動を初めとした原発ゼロ、再稼働反対の全国草の根運動などと

実を結んだ結果です。国政史上初めて原発ゼロを掲げた法案です。

原発は動かさない、動いているものはとめる、再稼働はさせないというのが肝です。原発立地自治体の雇用や経済についても国の責任を明示した、事業者の協力義務という形で事業者支援、立地自治体支援も入っている画期的なものです。

本県の原発事故を教訓にした原発ゼロ基本法の成立を国に求めるべきと思いますが、県の考えをお聞きします。

福島第二原発の廃炉についてです。

東京電力は、昨年六月に福島第二原発の廃炉の方向を表明しましたが、県民が求める、いつまで、どのようにという工程を明らかにした廃炉の正式決定は行っていません。知事は、あらゆる機会を通じて廃炉を求めているとしていますが、それだけでは廃炉が進まないことは明らかです。

福島民報と福島テレビが一月に共同で行った県民世論調査で、福島第二原発の廃炉正式決定に向けては「国が東電への働きかけを強めるべき」という割合は四四・八%で、「引き続き知事が前面に立ち東電に求めるべき」の三二・九%を上回り、廃炉に向けては国が決断するように求めています。

国が東電への働きかけを強めるべきとの世論調査に示されているように、福島第二原発の廃炉を国が決断するよう求めるべきと思いますが、知事の考えを尋ねます。

また、世論調査では、県及び県民はどのような行動をとるべきかとの問いに「県民の総意を示すあり方を検討していくべき」との答えが一三%あります。知事が第二原発廃炉を求めることはもちろんですが、福島第二原発の廃炉に向け、県民の総意を示す方策が必要と思いますが、県の考えを伺います。

避難者支援の打ち切りについてです。

地方自治体は国の下請機関ではなく、住民の福祉の増進に貢献することです。自治体本来の姿が問われる問題が避難者支援です。

県は、ことし三月末で南相馬市、川俣町、川内村、帰還困難区域を除く葛尾村と飯館村の避難者へ仮設住宅の無償提供を打ち切る方針です。昨年十二月末では、まだ行く先が決められないという世帯が三百六十世帯あると聞きます。田んぼや畑が原野になっていて、動物に荒らされ、自宅に帰るのか、ほかの市町村で家を探すのか、悩みは深いです。県は、打ち切りではなく、個別の事情に応じた丁寧な対応をすべきです。

また、いわゆる自主避難者の住宅打ち切り問題については、もう間もなくの三月いっぱい県が独自に家賃補助をしている二年間の住宅支援が打ち切られようとしています。

対象者二千世帯のうち千八百世帯が補助を受けています。それがわかっていながら、県は状況すら把握しようとしていません。しかも、これまで神奈川県、新潟県、沖縄県、北海道の四道県が独自に家賃上乘せ補助で支援していただいていたしましたが、福島県の打ち切り方針を受けて三月末で終了することです。避難元の県の姿勢が強く問われます。

知事は、原子力災害は複雑で復旧・復興はまだ終わらない、だから国に対しても復興庁にかわる国の今後の組織と財政支援を求めています。しかし一方で、避難者に対する支援を真っ先に打ち切るのは矛盾しています。

原子力災害からの復興に向け、復興庁の後継組織と財政支援の継続を国に求めていることを踏まえれば、避難者への住宅支援も継続すべきと思いますが、知事の考えを伺います。

児童虐待の対策についてです。

連日報道されている千葉県の小中生虐待死事件は心が痛みます。児童相談所や教育委員会の対応は余りにも不適切でした。しかし、その背景にある

児童相談所の体制の充実もあわせて問われるべきです。

私ども日本共産党もたびたび取り上げてきましたが、県が新年度に一時保護所と一体の県中児童相談所の建設を表明したのは、やつとという思いもありませんが、前進です。

急がれるのは、専門職、児童福祉司の増員です。国もようやく多発する悲惨な虐待死事件の発生を受けて児童福祉司の配置基準を見直しましたが、一人当たりの相談件数の扱いが余りにも多過ぎます。児童相談所の児童福祉司をふやすことや研修など体制の強化も重要です。

国は、二〇一六年に児童福祉法を改正し、二〇一九年から三力年で児童福祉司の配置を人口四万人に一人から三万人に一人へ増員する方針で、全国で二〇二〇人程度ふやすと表明しました。まだまだ不十分ではありますが、配置基準では、児童福祉司を指導する福祉司、スーパーバイザーも配置するといえます。本県の児童福祉司の確保及び配置の見通しについて伺います。

本県は日本一子育てしやすい県を目標に掲げ、知事は人口減少対策や子供の貧困対策に力を入れるとされています。そのためには行政の縦割りを乗り越え、個々の問題に的確に対応することが重要です。そして、実際にサービスを行う市町村にもそうした観点で住民サービスに取り組めるよう支援すべきです。

こども未来局のあり方については、日本一子育てしやすい県の実現に向け、縦割りをやめ、部局横断で推進できる体制を整備すべきと思いますが、県の考えを伺います。

福島イノベーション・コースト構想についてです。

県の来年度予算は約一兆四千六百三億円ですが、福島イノベーション・コースト構想に九百十二億円を計上しました。昨年度と今年度は約七百億円

ずつの計上でしたが、新年度当初予算案において福島イノベーション・コースト構想関連の事業予算を約二百億円増額し、九百十二億円としていますが、その内容について伺います。

福島イノベーション・コースト構想について、いつまでに総額どのくらいの予算を見込んでいるのか、県の考えを尋ねます。

南相馬市の復興工業団地と浪江町に整備を進めている福島ロボットテストフィールドは、約五十ヘクタールの広大な敷地に今月完成した試験用プラントなど総額百五十六億円の費用をかけて、来年度中には構造物の整備は完了するとしています。昨年十二月、政府は空飛ぶクルマの試験場として位置づけました。

しかし、地元の原町商工会議所と福島大学のうつくしま未来支援センターが昨年三月に発表した二〇一七年度の南相馬地域商工業者に対するアンケート結果では、建設中の福島ロボットテストフィールドについて、「効果がなかった」、「余りなかった」が七〇%以上もありました。

県は、福島ロボットテストフィールドの効果に関する地元商工業者へのアンケート結果をどのように受けとめているのか伺います。

福島新エネ社会構想に基づき、県は再生可能エネルギー由来の水素エネルギーの普及及び拡大事業として、来年度は水素ステーションの導入やFCV、燃料電池自動車等への導入に約四億五千万円を計上しました。しかし、水素エネルギーについては、これまでも指摘してきたように、経済性、安全性、環境面などに課題があります。

水素エネルギーの普及拡大への補助制度は見直すべきと思いますが、県の考えをお聞きます。

さらに、構想に位置づけられたIGCC、石炭ガス化複合発電の建設も進められています。石炭火発は世界の地球温暖化対策に逆行するものです。

温暖化の影響で哺乳類初のネズミの種類の絶滅が確認されたと報道されたように、人類に対する危機は進行しています。このたび九州電力などは千葉県内での石炭火力発電所の建設を断念しました。

CO₂が一五%削減になるといえども、地球温暖化対策に逆行する石炭ガス化複合発電所の建設を中止すべきと思いますが、県の考えを伺います。

原発事故から八年たつ本県は、避難者帰還も平均二〇%を超えた程度にすぎず、安倍政権のもとで社会保障費が削減され、特に原発事故を受けた本県では、医療や介護の負担のみならず、あらゆる指標を見ても困難が広がっています。

県がみずから掲げた日本一子育てしやすい県、全国に誇れる健康長寿の県を実現するため、イノベーション・コースト構想よりもこの分野にこそ県の予算を大幅にふやすべきです。

福島イノベーション・コースト構想は、地元企業や避難者を置き去りにする大型事業になりかねず、県の財政運営も大きくゆがめ、県民の暮らしに関する予算の削減につながりかねないことから、見直すべきと思いますが、県の考えを伺います。

若者が集まる県づくりへの転換についてです。

若者支援、子育て支援、少子化対策はみんなの願いです。少子化を克服しつつあるフランスは、家族手当など経済給付を充実させている、労働時間短縮を実現していることなど、仕事と子育ての両立、安心して子供を産み育てられる環境の整備を思い切って推進しています。

また、人口減少はお先真っ暗なのかといえそうですが、縮小に依じて必要な行政サービスを計画し、経済成長を絶対的な目標としなくても十分豊かさが実感されていく社会を実現すること、住みたくなる地域をつくることだと思えます。

住宅支援についてです。

三十代の夫婦からの相談です。子供が生まれ、妻は会社に育児休暇を申し出たら首だと言われ職を失い、夫は手取りで十三万円、家賃を払うと生活できないということでした。保育所に途中で入れないなど悪条件が重なったの相談ですが、非正規の若者の給与は月十二万円から十三万円程度が多いのです。

支出に占める割合が大きい住宅費は、かつては市営、県営住宅が安い賃金の若者の住宅支援でした。それが今は公営住宅建設がなく、あきもなかなかありません。これでは親から独立できない。結婚もできないし、子育てもできません。

国は、若者や高齢者等が入れる住宅を確保するため、新たな住宅セーフティネット制度を二〇一七年十月に創設し、民間賃貸住宅の所有者が住宅を登録し、自治体が家賃支援制度をつくれば、国として半額助成する仕組みをつくりました。しかし、県内で住宅登録を行ったのは伊達市の十戸にとどまっております、自治体の支援制度もないことから、広がっていません。

大阪府は、居住支援協議会が中心となり、事業者が従前からあった登録制度をこの制度に乗りかえて推進が図られています。本県にも同協議会が存在しており、県がイニシアチブを発揮して推進する必要があると思います。県は、所得の低い若者に対する新たな住宅セーフティネット制度の促進にどのように取り組んでいくのか尋ねます。

働く条件の改善についてです。

福島県は、長時間労働が全国一なのに賃金は二十位です。長時間労働や非正規化解消のために力を尽くすときです。

山形県では国の施策に県独自の上乗せを行い、正社員化促進、二％賃上げと最賃三十円引き上げ実施支援などの事業補助を行っています。

今年度、国の業務改善助成金を利用して最低賃金の引き上げを行っている県内の事業者数について伺います。

県内の中小企業に国の業務改善助成金の活用を促し、最低賃金の引き上げを促進すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

労働者の待遇改善を進めるため、国の業務改善助成金等の上乗せ補助を実施すべきと思いますが、県の考えをお聞きます。

中小企業に対する賃金助成制度や社会保険料の事業主負担分の軽減などの支援により、最低賃金について、全国一律時給千円以上の早期実現及び千五百円への引き上げを国に求めるべきと思いますが、県の考えをお聞きます。

高齢者福祉についてです。

健康づくりについて。

急性心筋梗塞が男女とも全国一位など、県民の健康悪化が心配されています。県は、県民健康対策を推進するため、新たな組織を立ち上げる方針ですが、原発事故の被災県として、県民全体の健康影響調査、分析、対策がとれるような組織体制とすべきと思います。

県は、震災後に悪化した県民の健康指標を改善するため、どのような体制で取り組んでいくのか尋ねます。

医師確保と医療提供体制についてです。

厚労省は、二月十八日、都道府県や各地域の医師数の偏りの度合いを示す医師偏在指標について公表しました。福島県は四十四位です。また、同じ指標を使って、県内六つの医療圏比では、一位から三百三十五位までの順位の中で医師少数区域とした会津・南会津は二百三十五位、県南は二百五十五位、相双は三百二十三位で、いわきは百九十一位です。

これまで十万人当たりの医師数比では福島県は四十二位でしたので、調査

方法は違うとはいえ悪化しています。福島県は、原発事故を受けて医療をめぐる深刻な状況にあることでの改善や、悪化しているいわき市の救急受け入れ態勢についてこれまでも取り上げてきましたが、県は医師の確保にどのように取り組んでいくのか尋ねます。

診療所の医師の医業承継支援についてですが、医師会に委託して地域の診療所承継を希望する医師を支援するとしています。県は、診療所の医業承継への支援にどのように取り組んでいくのか伺います。

県立医科大学に対し、勤務医不足が深刻となっているいわき市への医師の優先派遣を求めるべきと思いますが、県の考えを伺います。

県立医科大学に対し、いわき市の救急医療体制確保のため、常勤医師の派遣を求めるべきと思いますが、県の考えをお聞きます。

最近知人の子供である二十九歳の医師が突然倒れ、亡くなりました。これから期待されていた若い医師です。過労死ではないかと、家族は悲しみに暮れています。

県は、医師の過労死を防ぐための働き方改革にどのように取り組んでいくのかお聞きます。

多目的医療用ヘリについてです。

県が整備したふたば医療センター附属病院に多目的医療用ヘリが設置され、昨年十月から運航が開始されています。この多目的医療用ヘリでは、県内各地の医療機関と連携し、救急患者が県立医大を初め県北、県中等の医療機関へ搬送されていると聞きます。

双葉地方、いわき市は、原発事故前から医療体制が脆弱であり、特に相双地方では百あった医療機関が原発事故以降、三分の一程度しか再開していません。一方、いわき市には避難者を初め原発作業員や復興作業に従事される方も多く滞在しており、いわき市の医療機関で負担が大きくなってい

ます。

いわき市を初めとした浜通りの救急医療の強化に向け、多目的医療用へりを積極的に活用すべきと思いますが、県の考えを伺います。

介護の充実についてです。

特養ホームの入所待機者は一万人です。また、介護職員の確保は深刻です。介護職員が確保できず、施設の休止や定員まで受け入れができない施設がふえています。

全労連の介護労働実態調査のアンケートでは、利用者や家族から直接感謝されたり、笑顔に触られたり、介護により日常生活動作の改善が見えたりするとよかったと思う、やりがいを感じるという方が多い一方、介護職が低賃金のままでは若い人に見向きもされない、人材を確保できない、新人が入ってこない、高給取りでなくても一定の収入が必要などの声です。国は、十月から勤続十年以上の介護職員には月額八万円の処遇改善加算を行うとしています。しかし、離職者のうち六五％が三年以内にやめてしまうという実態があります。

介護職員を確保するため、賃金引き上げ等、本県独自の処遇改善策を実施すべきと思いますが、県の考えをお尋ねします。

公共交通対策についてです。

地域の要望で最も多いのが高齢者の足の確保です。八十歳前に目が悪くなり免許返上する方が多いのですが、返上後どうして暮らしたらいいかと深刻です。県の調査では、「路線バスを維持すべき」が三割弱、「かわりの交通手段を確保すべき」が五六％となっています。

福島市は、七十五歳以上の高齢者を対象に年間約二億円の事業費でバス、電車の無料敬老パスを発行しており、大変喜ばれております。利用実績は、七十五歳以上の一人平均で年間二十六回利用、金額では四千円です。これ

を単純に県に当てはめると、十四億円の予算で実施が可能となります。路線バス維持や高齢者の社会参加を促進して元気高齢者をふやすよう市町村を支援すべきと思います。

高齢者が乗り合いバスを無料で利用できるよう市町村を支援すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

高齢者の交通弱者対策として、コミュニティバスやデマンド型乗り合いタクシーをふやせるよう市町村の支援を強化すべきと思いますが、県の考えを伺います。

教育の充実についてです。

学力テストについて。

国は、競争で学力世界一と言って全国学力テストを開始しました。しかし、その結果は、各地で学校が点数競争に血道を上げ、点数学力向上のための対策が横行するなど深刻な問題が広がっています。

また、他県では、中学生の自死に関しても、学力テスト等の過度な競争を生む教育システムがその要因と報告されている例もあります。学力の全国的調査は抽出調査で十分です。子供たちが将来に夢と希望が持てる豊かな学びの保障こそ力を入れるべきです。

福島県の場合は、大震災、原発事故を受けて子供をめぐる環境は深刻な状況が続いています。十七回も転居を繰り返した、今なお安定しない多くの子供たちがいます。

そのような中、福島県は県独自の学力テストをことし四月から対象を拡大し、行います。既にその対策のために、保護者から臨時集金をして実力テストをやる、週末の宿題がふえる、そういう学校など、子供たちがさらなる点数競争へと追いまくられています。

全国一律の国の学力テストや県独自の学力テストで負担をふやすのではな

く、教育本来の目的である人格の完成にこそ力を入れるべきです。県独自の学力調査は中止すべきと思いますが、県教育委員会の考えをお聞きします。

県立高等学校の統廃合についてです。

県教育委員会は、八日、県立高校の統廃合に係る前期計画を明らかにしました。二〇二三年までの前期計画では、一学年三クラス以下の高校を再編し、二十五校を十三校に統廃合するとしています。

統合により廃止される県立高校は、いずれも地域にとってはなくてはならない子育てや文化の中核施設です。県の思惑での廃止は、地域住民は納得できないという声です。

また、今度の計画では、進学指導拠点校、進学指導重点校、キャリア指導推進校、地域協働推進校、職業教育推進校のいずれかを選択させようとしています。中学校卒業の時点で明確に進路を決められる生徒がどれだけいるのか極めて疑問です。高校の差別化が一層進むことにならざるを得ません。

県立高等学校においても三十人以下学級を実施すべきと思いますが、県教育委員会の考えを尋ねます。

また、県立高等学校の統廃合に当たっては、地域全体の意見を十分聞き、慎重にすべきと思いますが、県教育委員会の考えを尋ねます。

県立高等学校改革において高校の選別化はすべきではないと思いますが、県教育委員会の考えを伺います。

学校給食の無償化についてです。

県に行ったアンケート調査では、希望の第一は教育に余り負担がかからないようにすることとなっています。女性団体が行ったアンケート調査でも同様です。学校に支払う保護者負担の中で、年間五万円から六万円と最も

高額なのは学校給食費です。

市町村では、少子化、人口減少対策として、県内約半数の二十九市町村で学校給食の無料化または一部補助の支援を行っています。さらに、来年度から白河市と田村市が新たに実施する計画です。

知事が少子化対策、人口減少対策に力を入れるというのであれば、学校給食の無料化に踏み出すべきです。県が全額負担としても、通常予算ベースの1%弱、約八十億円あれば実施できる試算です。十八歳までの医療費無料化のように、市町村との協力で進めることも検討すべきです。

市町村立小中学校の給食費の無償化を県の制度として実施すべきと思いますが、県教育委員会の考えをお聞きします。

給付型奨学金についてです。

国の給付型奨学金制度について、今年度実績は全国で二万人しか対象になっていません。全国五千の高校に一人ずつ推薦枠を配分し、残り一万五千人を各高校の非課税世帯の奨学金貸与者数をもとに配分するとしましたが、これでは全く限定された人のみです。

県教育委員会が実施した国の給付型奨学金制度に関するアンケート調査の結果についてお尋ねします。

国が実施している給付型奨学金制度の対象者を拡大するよう求めるべきと思いますが、県教育委員会の考えを尋ねます。

高校生、大学生及び専門学校生を対象とした県独自の給付型奨学金制度を創設すべきと思いますが、県教育委員会の考えを伺います。

教職員増と教育予算確保についてです。

学校がブラック職場になっている。今、教職員の長時間労働が社会問題になっています。その是正は、労働条件の改善として緊急であり、子供の教育条件として極めて大切な国民的課題です。

昨年、ついに政府も教員の長時間勤務の早急な是正を掲げました。しかし、その対策は、肝心の教員増がないなど不十分です。それだけに国民、教職員が力を合わせて国や自治体に必要な対策をとらせ、学校を安心して働き続けられる場にすることが求められています。

生徒からも、くたびれ果てている先生の姿を見て、先生になりたくないという声まで出ているこの問題について、共産党は、教職員の働き方を変えたい、教職員をふやし、異常な長時間労働の是正で学校をよりよい教育の場にとり政策提言を行い、各教育委員会やPTA役員の方々、教職員の皆さん方と対話を重ねています。

提言の中心点は、教師の授業こま数を一日四こま、一週間で小学校は二十こま、中学校は十八こま以内に規制し、それに見合う教員数を増員するため、十年間で九万人の教員定数増を行うことです。これは、文部省が一九五八年に標準法を制定した当時の教員の仕事を勘案してつくられた基準です。一日八時間として、授業は四時間、つまり四こま、残りの四時間は校務と授業準備に充てるという考え方です。

ところが、国はみずからつくったその基準を投げ捨て、学校五日制を教員増なしのまま実施し、加えて授業時間の増加、学校が抱える課題の増加、教育改革等による業務の増大があります。また、教員残業代ゼロ法による長時間労働の野放しなどが要因となって教職員の長時間労働が常態化しているのです。

休憩時間もまともでない、授業準備の時間はわずか二十五分、校務もこなすとなれば、いや応なしに残業となる。とても一人の教師がやり切れる仕事ではなくなっています。標準法をつくった当時の考え方に立ち返るよう提案しています。

公立小中学校における教員の平均授業時間数が一日四時間以内となるよう

法律の見直しによる教員定数の改善を国に求めるべきと思いますが、県教育委員会の考えをお聞きします。

義務教育費国庫負担制度における国の負担割合を二分の一に戻すよう国に求めるべきと思いますが、県教育委員会の考えを伺います。

国民健康保険についてです。

全国どこでも高過ぎる国民健康保険税に住民が悲鳴を上げており、本県の国保税滞納世帯は一八％に上っています。全日本民医連調査によると、生活の困窮で医療機関の受診がおくれたため死亡した事例が昨年一年間、表にあらわれただけでも六十三人に上ります。

先日、慢性疾患で病院にかかっているという五十代の男性から相談がありました。離婚した子供の学費を送金していて生活は限界なのに、それは考慮されず、保険税が滞納したため正規の保険証がもらえないとのことでした。このような相談は日常です。これ以上の値上げはとても許されません。

昨年十二月に県は国保運営協議会に来年度国保納付金の仮算定を示しました。それによると、二〇一六年度比では二十二の市町村で国保税の引き上げになり、一八年度比では一人当たりが年額七千円の引き上げとなります。新年度の一人当たりの国保税が今年度より引き上げとならないよう、あらゆる対策を講じて市町村を支援すべきと思いますが、県の考えを伺います。

日本共産党は、昨年十一月、高過ぎる国保税をせめて協会けんぽ並みに引き下げる提案を行いました。そのために国が新たな一兆円の公費負担を行えば、国保税には社会保険にはない世帯割、人数に応じてかかる均等割がなくなり、協会けんぽ並みに減額することができます。子供の数が多ければ多いほど負担がふえる仕組みがなくなります。

全国知事会もこのことを強く要望していますが、国保税の世帯割と均等割を廃止して被保険者の負担を軽減するため、新たに一兆円の国の負担増額

を求めるべきと思いますが、県の考えを伺います。

産業振興についてです。

農業振興について。

安倍政権のもとで亡国とも言うべき歯どめなき貿易自由化が進められ、値下げ競争になっていきます。日米FTA交渉について安倍首相は曖昧なことを言いますが、経済主権をアメリカに売り渡す交渉は直ちに中止すべきです。

日欧EPAが発効された二月一日、全国食健連は、東京新宿で、自由貿易拡大で日本の農業や酪農が脅かされ、食を海外に依存する危険性を訴えました。企業や他国に食の全てを委ねることで国内の食料生産は衰退し、食品が値上がりしてもそれらを購入せざるを得ないと批判し、日本の第一次産業を守る必要性を訴えました。

福島県の場合、加えて原発事故により、事故前との比較で農業産出額は八九％、林業産出額は七四％、漁業産出額は四四％となっています。手厚い支援が重要です。

ことしから家族農業の十年が始まり、家族農業支援は世界の流れです。県は大規模化を進めるとしていますが、農業の振興に向け、小規模な家族農業経営を支援すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

国は、昨年主要農作物に係る種子法を廃止しましたが、全国全ての都道府県が従来のような管理、保護が必要として、独自の条例や要綱に基づき事業を継続しています。

本県はこれまでどおり要綱で対応していくと思いますが、新たな条例を制定したのは五県、来年度で条例制定を予定しているのが五県と広がります。

主要農作物種子法の廃止に伴い、種子の安定供給に必要な予算を確実に確

保するため条例を制定すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

水産業支援について。

原発事故後、試験操業が続く県内沿岸の三漁協の二〇一八年水揚げ数量が前年比約二二％増加しましたが、原発事故前からの回復率は一五・五％です。

県は、水揚げ量の拡大に向け、どのように支援していくのか尋ねます。

一月三十一日、広野沖で水揚げされたコモンカスベ一検体から漁協の自主検査で国の基準値を超える放射性セシウムが検出されました。自主検査の機能が発揮されているとも言うべきで、消費者は検査の充実を実感しています。

県は、試験操業における漁協の自主検査をどのように支援していくのか尋ねます。

中小企業振興についてです。

福島県の中小企業振興基本条例は、二〇一七年に小規模企業を強く位置づける改正を行いました。県は、総合的施策を策定し、実施することになっていますが、中小企業や小規模企業を取り巻く厳しい状況が続いています。特に原発事故を受けている中、観光業はもちろんのこと、卸売事業、小売事業は厳しいです。

復興関連事業が減少していることから、県発注工事において分離分割発注を推進するとともに、公契約条例及び入札参加資格のない小規模事業者が受注できる制度を創設し、県内中小企業等の支援を行うべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

再生可能エネルギーの推進についてです。

県は、原発に依存しない社会、再生可能エネルギー先駆けの地を目指すとしています。このことは世界の流れであり、温暖化対策の重要な課題です。

しかし、原発にこだわる国の消極姿勢で再生可能エネルギー推進にブレーキがかけられています。

また、県は目標数値一辺倒のやり方で、外国や中央資本の導入などで、住民は環境破壊に苦しめられかねない状況や利益が地域に還元されないなど矛盾も引き起こしています。

県は、十二日に開いた県再エネ導入推進連絡会議で、二〇一九年度から二〇二一年度までの三年間で再エネ導入見込み量を一八年度比で太陽光八四・九％増、バイオマス発電二三・三％増、風力発電一三二・六％増などの第三期アクションプラン素案を示し、今後パブリックコメントを実施することです。

再生可能エネルギーのアクションプランをどのような観点で見直そうとしているのか、県の考えを尋ねます。

また、固定買い取り価格が下がる中、住宅用太陽光発電などを本格的に推進すべきです。

住宅用太陽光発電設備について、補助金を増額して導入を推進すべきと思いますが、県の考えを伺います。

住宅用蓄電設備の導入を支援すべきと思いますが、県の考えを伺います。
本県の再生可能エネルギーの推進をメガソーラーなど県外資本の大規模事業から地域密着型の新産業に転換すること、住民参加、地産地消、過疎地支援、環境共生型が重要です。

再生可能エネルギーの導入推進に当たっては、地域主導型の観点に立った条例を制定すべきと思いますが、県の考えを伺います。

遠野地域の二つの風力発電計画は、資源エネルギー庁が昨年出した風力発電に関する改訂事業計画策定ガイドラインでもうたわれている住民の理解とはほど遠い状況です。それは、住民団体が行った署名で、反対世帯数で

八割、人口の六割という数字からも明らかです。

また、（仮称）三大明神風力発電事業においては、準備書が出されるまで住民に計画を周知するための努力もほとんど行われないうまま手続が進んでおり、住民への詳しい説明は準備書を出し終わってからというものでした。二つの風力発電所の建設予定地は、土砂災害の危険性が高く、生活用水にも重大な影響を与える可能性のある地域です。

（仮称）三大明神風力発電事業及び（仮称）遠野風力発電事業の事業計画の中止を求めるべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

また、風力発電については、土砂災害の危険性が高い地域や生活用水への影響を及ぼす可能性のある地域は県独自の判断で事業計画不適合地域としてゾーニングを行うことが重要と思います。

大規模な風力発電に適さない地域をあらかじめ指定すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

河川整備についてです。

去年は、日本列島が大きな災害に相次いで見舞われた一年でした。異常気象の多発や地震、火山活動の活発化など、従来とは異なる規模で発生する災害に政治が本腰を入れ、これまでの延長線上ではない防災、減災対策が求められています。

おこなわれている河川整備の対策が急がれますが、新年度の河道掘削等、堆砂除去の実施予定数と要望箇所への対応について尋ねます。

河川の整備に関する予算を大幅にふやすべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

以上で終わります。（拍手）

◎議長（吉田栄光君）執行部の答弁を求めます。

（知事内堀雅雄君登壇）

◎知事（内堀雅雄君）宮川議員の御質問にお答えいたします。

消費税の増税につきましては、全世代型社会保障の構築に向け、少子化対策を初めとする社会保障の充実に対する安定財源を確保するため、国において、低所得者への配慮はもとより、地域経済の状況等も踏まえ、総合的に判断した上で行われるものであると認識しております。

これまで全国知事会は、消費税率の引き上げに当たっては、地域経済の活性化に十分配慮した総合的かつ積極的な経済対策を講じるよう要請してきたところであり、国の平成三十一年度予算案においては、臨時特例の措置として、経済への影響を平準化するための対策が設けられました。

これらの対策が十分な効果を発揮し、本県などの被災地も含め地域経済に影響を及ぼすことがないように、引き続き全国知事会等と連携して国に対して円滑な執行を求めるなど適時適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、憲法九条の改定につきましては、我が国の防衛、安全保障政策に大きなかわりがあることから、国会において慎重かつ十分な議論を尽くされることが重要であると考えております。

次に、東京電力福島第二原発の廃炉につきましては、これまで国及び東京電力に対し、さまざまな機会において繰り返し求めてまいりました。

昨年十一月の国への緊急要望の場においては、私から経済産業大臣に福島第二原発の廃炉を国として決定するよう直接要請を行い、大臣からは県の要請を受けとめ、東京電力に話をしていくとの回答があったところであります。引き続き、本県復興の基本理念である原子力に依存しない社会づくりの実現に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、避難者への住宅支援についてであります。

復興は長い戦いとなることから、復興・創生期間後の十分な体制及び財源の確保を国に要請しているところであります。

こうした中、応急仮設住宅につきましては、一時的な住まいであり、復興公営住宅の整備状況等を踏まえながら、関係市町村と協議を重ね、供与の終期を示してきたものであります。

また、避難指示区域外からの避難者に対する民間賃貸住宅等の家賃補助につきましても、二年間の措置として実施しているものであり、今年度補助の終了や各種相談窓口の案内を複数回にわたり、きめ細かにお知らせし、相談対応などの支援を行っております。

今後も国や関係自治体等とさらなる連携を図りながら、復興公営住宅への入居促進など一人一人の状況に応じた支援を行い、避難者が一日も早く生活再建できるようしっかりと取り組んでまいります。

その他の御質問につきましては、関係部長等から答弁させていただきますので、御了承願います。

(総務部長井出孝利君登壇)

◎総務部長(井出孝利君)お答えいたします。

適格請求書等保存方式につきましては、消費税法の改正により平成三十五年十月から導入される予定ですが、軽減税率制度の導入後三年以内を目途に国において事業者取引への影響や準備状況などを検証し、必要に応じて法制上の措置などを講じることとされております。

県といたしましては、事業者への丁寧な制度周知に努めるとともに、国の検証状況を注視してまいります。

次に、県立医科大学附属病院における仕入れに係る年間の消費税額につきましては、平成二十九年度決算をもとに算出すると約十三億四千万円となり、消費税率が一〇%の場合には約三億三千五百万円増加すると見込んでおります。

次に、県の使用料等の条例改正につきましては、法令に基づく消費税率の

引き上げに伴うものであり、消費税が最終的には消費者によって負担されるべき税であるとの性格を踏まえ、税負担の適正な転嫁を図るために行うものであります。

次に、連携中枢都市圏構想と七つの生活圏との関係につきましては、県では気候風土、伝統、歴史等を共有する一体性が高い七つの生活圏を基本とした多極分散型の地域づくりに取り組んでおります。

一方で、災害時における相互応援等、生活圏を越えて連携することが効果的な特定の課題については、各市町村が主体的に判断し、広域的な連携を図っているものと考えております。

次に、市町村合併の総括につきましては、合併特例法に基づき、合併した自治体において、地域の主体である住民等が参画した組織や議会において議論を重ね、それらを踏まえた関連計画の見直しと施策の展開を図っていくこととされております。

県といたしましては、合併選択の有無にかかわらず、市町村の判断を尊重し、支援してまいります。

次に、広域連携の推進につきましては、県内の市町村が主体的に判断し、周辺市町村と議論を重ねながら広域連携に向けた取り組みを進めており、県といたしましては引き続き地域課題の解決に取り組む各市町村を支援してまいります。

次に、県発注工事における県内中小企業等の支援につきましては、可能な限り分離発注を行うとともに、現行法制度に基づく労働者の保護を踏まえつつ、透明性、競争性、公正性及び品質の確保に留意し、地域貢献度を重視した総合評価方式の実施など入札及び契約制度の見直しに取り組んできたところであり、引き続き県内中小企業等の受注機会の確保に努めてまいります。

(企画調整部長櫻井泰典君登壇)

◎企画調整部長(櫻井泰典君) 答えいたします。

原発ゼロ基本法につきましては、エネルギー政策は東京電力福島第一原発事故の現状と教訓を踏まえ、何よりも住民の安全・安心の確保を最優先に国の責任において検討されるべきものと考えております。

県といたしましては、原子力に依存しない社会づくりという本県復興の基
本理念のもと、県内原発の全基廃炉の実現と再生可能エネルギーの飛躍的
推進に取り組んでまいっている考えであります。

次に、東京電力福島第二原発の廃炉につきましては、これまで国及び東京
電力に対し繰り返し求めてきており、本年一月にも知事から東京電力の社
長に対し、まずは廃炉を正式に決定するよう改めて求めたところでありま
す。引き続き国及び東京電力に対し、さまざまな機会を捉え、県内原発の
全基廃炉を求めてまいります。

次に、新年度当初予算案における福島イノベーション・コースト構想関連
事業予算につきましては、拠点の整備や産業集積の促進、教育、人材の育
成はもとより、交通や物流に関するインフラ整備も含め、福島特措法に基
づく重点推進計画に対応する事業を幅広く選定し、取りまとめております。

今年度との比較では、ふくしま復興再生道路や港湾等の整備、被災地域に
おける農業復興の支援の事業等が増額となっております。

次に、福島イノベーション・コースト構想関連予算の今後の見込みにつ
きましては、地域ごとに復興の進捗状況が異なる中で、拠点への交通アク
セスの確保等、避難地域の生活環境の整備などとも密接にかかわっており、
また構想の進捗に合わせて柔軟に施策を展開していく必要があるため、具
体的な見込みの算出は困難ではありますが、構想のさらなる具体化に向け、
しっかりと必要な財源の確保に取り組んでまいります。

次に、水素エネルギーの普及拡大につきましては、環境負荷の軽減や産業振興、再生可能エネルギーの導入拡大につながることから、本県の復興を推進する上で重要と考えております。

今後とも国や市町村等と連携しながら、水素社会実現のためのモデル構築に向け、水素エネルギーの普及拡大に取り組んでまいります。

次に、石炭ガス化複合発電につきましては、従来の石炭火力に比べ発電効率が高く、二酸化炭素の排出削減が図られるなど、本県において開発が進められた将来の発展が期待される技術であり、引き続き環境にもしつかりと配慮しながら計画が進められていくものと認識しております。

次に、福島イノベーション・コースト構想につきましては、産業基盤や雇用の回復を通じ、東日本大震災と原子力災害により甚大な被害を受けた浜通り地域等の復興を進め、被災者の生活再建にも結びつけられるよう取り組むことが重要と考えております。

引き続き地元企業の構想への参画や雇用の創出を図るとともに、生み出された技術や手法が地域の皆さんのなりわいや生活の向上につながるよう構想を推進してまいります。

次に、再生可能エネルギーのアクションプランにつきましては、来年度から三カ年の行動計画として来月中に改定することとしております。

新プランにおいては、引き続き地域主導、産業集積、復興牽引を取り組みの柱に据えるとともに、再生可能エネルギーの自家消費の推進などの新たな観点を盛り込み、実効性のあるプランとしてまいります。

次に、住宅用太陽光発電につきましては、県民に身近で導入が比較的容易であり、分散型で電力系統への負荷も少ないことなどから、再生可能エネルギーの導入を推進していく上で重要であると考えております。

このため、新年度も住宅用太陽光発電設備の導入を引き続き支援すると

もに、補助制度の効果的な周知を行いながら、さらなる普及拡大に取り組んでまいります。

次に、住宅用蓄電設備の導入につきましては、非常時の電源確保や再生可能エネルギーの有効活用の観点から、今後一層重要になると考えております。

このため、新年度は固定価格での買い取り期間が終了する世帯等における蓄電設備の導入への支援を行い、再生可能エネルギーの自家消費を促進してまいります。

次に、再生可能エネルギーの導入推進につきましては、地域活性化につながるよう、県内企業や県民参加による導入促進、売電収益を活用した地域貢献の仕組みに基づく取り組みなどを進めているところであります。

引き続き国や市町村と連携し、助言、指導に努めながら、地元の理解のもと、関係法令等に基づき適正に事業がなされるよう取り組んでまいります。

次に、風力発電の事業計画につきましては、関係法令に基づく手続はもとより、地元住民への対応についても事業者が適切に行うべきものと考えております。

県といたしましては、引き続き地元住民に丁寧に説明し、誠実に対応するよう、国や市町村と連携しながら事業者への助言、指導に努めてまいります。

次に、風力発電につきましては、規模の大小にかかわらず、事業者が計画作成の初期段階から地域住民と適切なコミュニケーションを図りながら、環境影響評価の手続など、関係法令に基づき適正になされるべきものと認識しております。

今後も事業者に対して地元の十分な理解を得るよう助言、指導し、地域と共存する再生可能エネルギー事業を推進してまいります。

(生活環境部長大島幸一君登壇)

◎生活環境部長(大島幸一君) お答えいたします。

高齢者の乗り合いバス利用の支援につきましては、バス事業者において独自の割引制度を実施しているところであり、県では乗り合いバスを運行している事業者や市町村に対し、路線を維持するための補助を行っております。引き続き地域の実情に応じ、市町村やバス事業者等と連携しながら、高齢者の移動手段の確保に努めてまいります。

次に、コミュニティバスやデマンド型乗り合いタクシーに対する支援につきましましては、市町村が主体的に運行する地域公共交通は高齢者等が安心して日常生活を送る上で重要な役割を果たしていることから、県では財政力指数や過疎地域の指定の有無に応じて補助率を設定し、その運行に伴う経常損失額に対して独自に補助を行っております。

今後とも地域の実情や課題を丁寧に向いながら、高齢者等の交通弱者対策に取り組む市町村を支援してまいります。

(保健福祉部長佐藤宏隆君登壇)

◎保健福祉部長(佐藤宏隆君) お答えいたします。

県民の健康指標を改善するための体制につきましては、来月にも知事を先頭にさまざまな団体と共働して(仮称)健康長寿ふくしま会議を立ち上げるとともに、健康づくり推進課を設置し、健康づくりの企画、実践、評価を一体的に進めていくことといたしました。

今後は、オール福島の体制で県民の健康づくりにしっかりと取り組んでまいります。

次に、医師の確保につきましては、県立医科大学医学部の入学定員増や修学資金の貸与枠の拡大、研究資金の貸与による県外医師の招聘など、さまざまな取り組みを行っております。

今後とも、県立医科大学と連携しながら医師の確保に向けて取り組んでまいります。

次に、診療所の医業承継への支援につきましては、今月県医師会に設置した福島県医業承継バンクにおいて、後継者不在の診療所と県内での開業を希望する医師とのマッチングを行い、医師確保に取り組む市町村とも連携し、地域医療や在宅医療の重要な担い手である診療所の医師の確保につなげてまいります。

次に、いわき市への医師の派遣につきましては、現在県立医科大学からいわき市の医療機関に対し、地域医療支援教員など十一名の医師を派遣しているほか、大学独自にも医療支援を行っており、引き続き県立医科大学と連携しながら医師を派遣してまいります。

次に、いわき市に対する常勤医師派遣につきましては、現在県立医科大学からいわき市内の医療機関に対して災害医療支援寄附講座や大学独自の医療支援により多くの常勤医師を派遣しております。

引き続き県立医科大学と連携しながら医師を派遣してまいります。

次に、医師の働き方改革につきましては、現在国において医師の勤務実態の把握や総勤務時間の短縮など、医師の働き方改革のためのさまざまな対策が検討されていることから、これら議論の動向を注視してまいります。

次に、介護職員の処遇改善策につきましては、人材確保のための取り組みをより一層進めるため、本年十月から経験、技能を有する介護職員に重点化を図りながら、他の介護職員などにも柔軟な運用ができるさらなる処遇改善が実施される見込みであります。

県といたしましては、事業所に対して内容の周知を図るとともに、適切な活用を促してまいります。

次に、新年度の一人当たりの国保税額につきましては、急激な上昇が生じ

る市町村に対しては、市町村と協議して定めた福島県国民健康保険運営方針に基づき激変緩和措置を行うことにより、可能な限り国保税の上昇を抑えることとしております。

次に、被保険者の負担の軽減につきましては、全国知事会と連携しながら、平成二十八年十二月の社会保障制度推進本部の決定により国が確約した財政支援を今後も国の責任において確実に実施するとともに、国の定率負担割合を引き上げるよう強く要望しているところであります。

（商工労働部長橋本明良君登壇）

◎商工労働部長（橋本明良君）お答えいたします。

福島ロボットテストフィールドのアンケート結果につきましては、調査時点が工事着手前の段階であったため、地元業者がまだ効果を実感できなかったことが要因の一つと考えております。

昨年一部開所後に行われた災害対応ロボットの大規模実証試験では、約五百名が参加し、宿泊や飲食など地元業者の利用が図られたほか、今月には地元企業によるローンの実証試験が行われるなど、着実に効果があらわれており、今後も地元商工業者が同テストフィールドの効果をさらに実感できるよう取り組んでまいります。

次に、国の業務改善助成金の利用状況につきましては、福島労働局によれば、平成三十年度の交付決定件数は平成三十一年一月末現在で十四件となつております。

次に、業務改善助成金の活用につきましては、この助成金は生産性の向上を目的として設備投資などを行い、事業場内の最低賃金を一定額引き上げた場合にその費用の一部を助成するものであり、賃金の引き上げに効果があることから、これまでも福島労働局と連携して制度の周知に努めてきたところであります。

引き続き県内中小企業において本助成金の活用が促進されるよう取り組んでまいります。

次に、業務改善助成金等への上乗せ補助による労働者の待遇改善につきましては、本県においては長時間労働の是正や年次有給休暇の取得促進等に對して今年度から独自の奨励金制度を実施しているところであり、新年度においても当該制度の一層の活用を促すなど、労働者の待遇改善を図ってまいります。

次に、最低賃金につきましては、国が法律に基づき労働者の生計費や賃金、さらには企業の生産活動などの経済指標等を考慮して決定することとされており、これを尊重すべきものと考えております。

（農林水産部長佐竹 浩君登壇）

◎農林水産部長（佐竹 浩君）お答えいたします。

小規模な家族農業経営につきましては、本県の農業経営体の多くを占めており、地域農業の持続的発展に大きな役割を果たしております。

引き続き収益性の高い園芸品目の導入、自家農産物を活用した地域産業六次化、集落営農組織の設立、生産技術の向上等を支援してまいります。

次に、主要農作物種子法の廃止に伴う種子の安定供給につきましては、本県の農業振興上、最も基本的で重要な取り組みであります。

引き続き必要な予算を確保し、昨年四月に制定した福島県主要農作物種子生産取扱基本要綱に基づき、水稻等の原種生産や種子生産者への技術指導等を通じ、品質の高い種子の安定供給を図ってまいります。

次に、水揚げ量の拡大につきましては、モニタリング検査による安全性を確認しつつ、操業自粛により増加、大型化した水産資源の効率的な漁獲手法の提案、水産資源研究所を中心とした資源管理の実践と栽培漁業の再開、産地市場の活性化、大手量販店への販路拡大等を通じた支援を行ってまい

ります。

次に、試験操業における漁協の自主検査につきましては、非破壊型も含め十五台の検査機器の貸与と十名分の人件費補助、技術研修の実施に加え、本年度から機器のメンテナンス経費について支援しているところでありま

す。

(土木部長杉 明彦君登壇)

◎土木部長(杉 明彦君)お答えいたします。

所得の低い若者に対する新たな住宅セーフティネット制度につきましては、賃貸人等に対する制度説明や登録への協力要請、市町村が補助を実施するための技術的助言などを行っているところであり、今後ともさまざまな機会を捉えて制度の普及促進に努めてまいります。

次に、河道掘削等の実施予定数と要望箇所への対応につきましては、新年度において約三百カ所で工事を実施する予定であり、要望箇所も含めて緊急性を考慮して対応してまいります。

次に、河川の整備に関する予算につきましては、平成三十年七月豪雨等を踏まえ、浸水被害から県民の安全で安心な生活を守るため、必要な予算の確保に努めてまいります。

(こども未来局長須藤浩光君登壇)

◎こども未来局長(須藤浩光君)お答えいたします。

児童福祉司の確保及び配置につきましては、昨年国が公表した児童虐待防止対策体制総合強化プランを踏まえ、計画的に増員することとしております。なお、新年度においては五十名の配置を見込んでおります。

次に、子育てしやすい県の実現に向け、部局横断で推進できる体制につきましては、ふくしま新生子ども夢プランを策定し、こども未来局を中心として各事業の進捗管理を図るとともに、子育て支援の施策を総合的に推進

するため、知事を本部長とする子育て推進本部を設置し、部局連携して取り組んでおります。

（病院局長松崎浩司君登壇）

◎病院局長（松崎浩司君）お答えいたします。

県立病院における仕入れに係る年間の消費税額につきましては、平成二十九年年度決算をもとに算出すると約一億三百万円となり、消費税率が一〇％の場合は約二千三百万円増加すると見込まれます。

次に、多目的医療用へりにつきましては、ふたば医療センター附属病院や双葉地域の救急現場はもとより、浜通り全域の医療機関からの患者搬送も行うこととしており、これまでの実績では、全体の約四割がいわき市内の医療機関からのものであります。

今後もへりの運航調整委員会において、要請元となる浜通りの消防や医療機関等と搬送事例を共有し、さらなる活用を促すなど、浜通りの救急医療の強化に向け、多目的医療用へりの積極的な活用に取り組んでまいります。

（教育長鈴木淳一君登壇）

◎教育長（鈴木淳一君）お答えいたします。

県独自の学力調査につきましては、児童生徒一人一人の学力の伸びや学習状況の実態を把握、分析し、課題に応じた指導改善を行っていく上で必要であると考えております。

次に、県立高等学校における三十人以下学級の実施につきましては、いわゆる標準法において一学級の生徒数が四十人とされていることから、困難であると考えております。

次に、県立高等学校の統合等につきましては、地域住民、同窓会、保護者、関係中学校などの代表者を構成員とする高等学校改革懇談会を開催し、地域の方々に改革の方向性を説明して理解を求めながら丁寧に進めてまい

考えであります。

次に、県立高等学校改革につきましては、これまで各校が果たしてきた役割や取り組みなどを踏まえ、それぞれに求められる学びのあり方を明確にし、特色化を図ることが重要であると考えております。

このため、前期実施計画において全ての県立高等学校を六つの学校群に位置づけたところであり、今後は生徒の学びのニーズや進路希望に応じた教育活動を実践することにより、魅力ある学校づくりを一層推進してまいり考えであります。

次に、市町村立小中学校における給食費につきましては、学校給食法により保護者が負担することとされており、そのあり方は学校の設置者である市町村が判断すべきものであります。

また、いわゆる要保護、準要保護及び被災児童生徒に対しては、保護者が負担する給食費への支援が行われていることから、県教育委員会による支援については困難であると考えております。

次に、国の給付型奨学金制度に関するアンケート調査につきましては、日本学生支援機構が直接実施している事業の実態を県として独自に把握するために行ったところであり、県立高等学校三十二校から割り当てられた推薦枠が不足しているとの回答を得ております。

次に、国の給付型奨学金制度につきましては、可能な限り多くの学生に給付できるよう、制度のさらなる充実強化を全国都道府県教育長協議会等を通して国に要望してきたところであり、今般来年四月からの給付型奨学金の拡充が盛り込まれた高等教育の無償化に関する法案が国会に提出されたことから、その動向を注視してまいります。

次に、県独自の給付型奨学金制度につきましては、安定的な財源で継続的に実施することが必要であることから、創設は困難であり、国の動向を注

視してまいります。

なお、高校生については、低所得世帯を対象に授業料以外の教育費負担を軽減する奨学給付金制度があることから、さらなる周知に努めてまいります。

次に、公立小中学校の教員定数につきましては、複雑化、困難化する教育課題に対応するためその改善を国に求めているところであり、今後とも要望してまいります。

次に、義務教育費の国庫負担につきましては、義務教育の機会均等と教育水準の維持向上のため、国の責務として必要な財源を完全に保障するように全国都道府県教育長協議会等を通して求めているところであり、引き続き国に対して要望してまいります。

◎二十六番（宮川えみ子君）再質問いたします。

知事に再質問です。避難者支援の問題についてです。

八年たっても避難している方々にとっては道半ばです。力のある方は自らの道を歩み始めていますが、結果的には困難な方が決められなくて残っているわけです。

現場主義ということがかねがね言っている知事であれば、避難者のところに足を運んで直接話を聞いて、被害者団体の方たちにも会って話を聞くべきだと思うのです。そういう話を聞いてこないところが私は問題だと思うのです。

復興は長い道のりと言っていますので、復興庁のあり方、財政支援、それを求めていくのであれば、避難者の観点を入れて求めていくべきだと思いますが、再度答弁をお願いします。

それから、憲法九条に自衛隊を明記する改定に反対することです。

県内各地でこの問題に関する運動が進んでおります。只見町では、半数以

上の九条を守る署名も集まったというふうな話も聞いております。

きのうは辺野古の基地の反対が七割という結果が出ているようですが、沖縄はあの戦争で県民の四人に一人が本土決戦などで亡くなっているわけですよ。基地の危険性というものが今の安倍首相のもとでの改憲の動きという中で、非常にこういう問題についても影響が大きかったというふうに聞いています。

秋田県とか山口県のイージスの配備反対の動きもそうです。エスカレートするこの改憲の動きに対して、県民は非常に心配をして危機感を持っておられます。

県民の思いを受けとめて、県民の暮らしと安全の基本になる問題ですので、自衛隊の明記をするというふうなことについては反対すべきだと思いますが、再度伺います。

それからあと、知事にもう一点、三点目です。

第二原発の廃炉については、国が決定するようにと直接言っていたいたということは大変結構だと思いますし、県民の声だということは大変なことだと思います。でも、県民はこの進まないということに非常にいら立ち感があると思うのです。

もう一歩進めて、いつまでにこの第二の廃炉を実現しようとしているのかというふうなことを国のほうにも強くその期日を示すというふうなことも含めて言っていたきたいのですが、再度質問いたします。

それから企画調整部長に、原発ゼロ基本法なのですが、野党四党が提出したものと、小泉、細川元首相や城南信用金庫の顧問の吉原さんとか、その流れの提案と合流したものですよね。

そして、いろんな県外の前発を動かすというふうなこともありますので、やはりこれだけの被害を受けた県民としては、この基本法をぜひ実現して

もらいたいというふうな思いを持っておりますので、この点についても積極的に働きかけていただきたいと思いますのですが、国とのパイプも太いと思いますので、再度答弁をお願いしたいと思います。

◎知事（内堀雅雄君）宮川議員の再質問にお答えいたします。

避難者への対応につきましては、生活再建調整会議を通して関係市町村、避難先自治体等と連携しながら個別訪問等による意向確認を行い、避難者の個別の状況に応じて、復興公営住宅への入居促進や県外公営住宅への円滑な入居、避難者住宅確保移転サポート事業による住まい探しや転居手続の補助など、県全体としてきめ細かに支援をしております。

憲法九条の改定につきましては、我が国の防衛、安全保障政策にとって極めて重要な問題であることから、国会の場で慎重かつ十分な議論を尽くされることが重要であると考えております。

次に、福島第二原発の廃炉につきましては、これまで国及び東京電力に対し繰り返し求めてきたところであります。

引き続き県内原発の全基廃炉の実現に向けて、私が福島県知事として先頭に立ち、しっかりと取り組んでまいります。

◎企画調整部長（櫻井泰典君）再質問にお答えいたします。

原子力政策につきましては、福島第一原発事故の現状と教訓を踏まえ、国の責任において検討されるべきものと考えております。

県といたしましては、引き続き本県復興の基本理念である原子力に依存しない社会づくりの実現に取り組んでまいりる考えであります。

◎二十六番（宮川えみ子君）教育長に再質問いたします。

高校の統廃合問題なのですが、二〇一七年一月には遠野高校の存続を求め署名が行政嘱託員・区長、地域づくり協議会、同窓会、PTA、体育後援会などの連名で出されているのです。

遠野高校と湯本高校は距離的にも八キロ離れておりまして、地形も地域の成り立ちも全然違うわけです。要するに統合といっても廃校になるわけですよね。懇談会で理解を求めて進めるといことなのですが、代表者という方がどういう方になるのか、廃校ありきではないという点では、話し合いによつては存続というものが認められるのかどうか、また認めるべきだというふうに思いますが、再度質問いたします。

それからあと、県立学校改革についての高校の選別化の問題なのですが、子供たちが中学校からどういう方向に進むかというふうなことになってしまふわけです。高校が全く輪切り、固定化されていくというふうなことは問題だと思います。これは中止すべきだと思いますが、再度お聞きします。

それから、企画調整部長なのですが、住宅用の蓄電池の問題なのですが、太陽光の買い取りが切れる世帯に補助を行うというふうなことなのですけれども、来年度というふうなことなのですが、予算とか規模はどのくらいになって、そしてもうすぐスタートするわけなのですけれども、この要望に対する対応というものはどういうふうになるのか、お聞かせいただきたいと思います。

それからあと、遠野の二つの風力発電事業なのですが、三大明神のほうなのですけど、最近そこに地元の区長にポーリング調査を同意してほしいと要望があったけれども、区長は住民の懸念に対する説明が先だということで断つたというふうなことです。はっきり県が中止というふうなことを事業者に求めていくということが大事だと思うのですけれども、そこはもう一度お聞かせください。

それから、大規模な風力発電はゾーニングが必要だと思うのです。遠野の問題だけでなく、県内で問題が出てきているわけです。何か事故とかそういうものがあつても、結局はその事業者が今後どういうふうになるか、

いろんなことがあっても、今の状況の中ではその責任がどういうふうになるかという点では曖昧なのです。

そういうふうなことも含めてその不適合地域を決めるべきだと思いますが、再度お聞きしたいと思います。

それから、土木部長に、住宅セーフティネットの問題なのですけれども、情報提供とか、それだけではなかなか進まないというふうに思うのです。大家さんに対するリスクの対応とか、そういうふうなことを進めていかないと、せっかく国がつくつてもなかなか進まないと思うのです。

そういうふうなことも含めて、そういうリスクに対して県が一定責任をできるような形でぜひこの施策を推進できるようにしてもらいたいと思うのですけれども、再度質問いたします。

◎企画調整部長（櫻井泰典君）再質問にお答えいたします。

住宅用蓄電設備の導入につきましては、先ほど申し上げましたように、新年度、固定価格での買い取り期間が終了する世帯等についての支援を新たに導入しようとしておりますけれども、その数等につきましてはまた応募の状況等を見て考えてまいりたいと思っております。

それから、風力発電の件でございますけれども、発電事業計画につきましては、関係法令に基づく手続はもとより、地元住民への説明等の対応についても事業者が適切に行うべきものと考えております。

県といたしましては、先般国の事業計画策定ガイドラインも改定されましたこの趣旨も十二分に踏まえて地元住民に丁寧に説明し、誠実に対応するよう、引き続き国や市町村と連携しながら事業者への助言、指導に努めてまいりたいと考えております。

それから、風力発電のゾーニングの件でございますけれども、こちらにつきましても規模の大小にかかわらず、事業者が計画作成の初期段階から地

域住民と適切なコミュニケーションを図りながら、環境影響評価の手續など関係法令に基づき適切になされるべきものと認識しております。今後、事業者に対して地元の十分な理解を得るよう助言、指導して、地域と共存する再生可能エネルギー事業を推進してまいりたいと考えております。

◎土木部長（杉 明彦君）再質問にお答えいたします。

新たな住宅セーフティネット制度につきましては、賃貸人の制度の理解や市町村の補助制度の創設が重要であると考えておりますので、さまざまな機会を捉えて普及促進に努めてまいります。

◎教育長（鈴木淳一君）再質問にお答えいたします。

高等学校改革に当たったの地域の意見についてでございますが、市町村、あるいは同窓会、PTA等と御相談の上、人選をさせていただきまして、丁寧に御説明を申し上げた上で御理解をいただけるように努めてまいりたいと思っております。

それから、高等学校改革に当たりましたの各学校の特色化についてでございますが、特色化は魅力化と一体であろうというふうに考えております。魅力化を学校側も図る、中学生の方にも学校を目的意識を持って選んでいただくというふうに進めてまいりたいと考えております。